第1 監査の請求

1 請求人

略

2 請求書の提出

平成23年9月26日

3 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

行政財産使用許可並びに行政財産使用料免除決定に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

Γ

● 誰が・・・大阪府知事(橋下 徹)

大阪府住宅まちづくり部住宅経営室経営管理課資産活用グループ

● いつ 平成23年3月14日 府営村野住宅/土地の行政財産使用許可

平成23年3月14日 大阪府指令住整第4203号

行政財産使用料免除決定

● 理由

行政財産使用申請書類並びに対象消火栓標識柱 24 本と消火栓標識柱の設置に係る行為に不当 及違反(法、条例、許可)がある。

(1) 消火栓と消火栓標識柱の距離「概ね5m以内」に違反しているもの(7本)がある。

行政財産使用許可申請添付書類に標識柱の設置位置を正確に示す書類が無く、判断されず、認可され又、認可後も放置されている。

この「概ね5m以内」のルールは申請添付書類にもあり、自らが違反していることで す。消火栓標識柱の存在の『いろは』です。

(詳細、添付書類による。)

- (2) 行政財産使用許可の対象外の消火栓標識柱6本が虚偽申請、許可されている。
 - (2)-1 消火栓標識柱が実質無いもの(1本)が虚偽申請されている。
 - (2)-2 道路法扱い、枚方市市道上に設置されている消火栓標識柱が5本虚偽申請されている。

(詳細、添付資料による。)

● 損害について

- (1) 行政財産管理行政、道路交通行政、消防行政等に対する府民の信頼を損ねた。
- (2) 不当及び違反の構築物(消火栓標識柱)を公益性があるとした行政財産使用料免除決定による使用料の未収。

● 措置請求について

- (1) 平成23年3月14日付 行政財産使用許可 大阪府指令住整第4203号 平成23年3月14日付 行政財産使用料免除決定 大阪府指令住整第4203号 上記2件の許可と決定の取り消しを請求します。
- (2) 府民の信頼回復のため、財団法人大阪府消防協会と大阪消火栓標識株式会社の公式お詫びと再発防止の原因対策書の提出を請求します。
- (3) 行政財産使用料の徴収を請求します。

前提条件:請求対象本数 18本 但し、未設置1本 道路法扱い5本 24本から除く 請求対象期間 平成23年1月~9月分を請求します。

> 但し 平成23年2月 日付 大阪消火栓標識株式会社の公式文書にて、占用未申請を認めている。

また、平成23年以前も同上と推定される。 平成23年以前、10年分を請求します。

請求金額:合計 ¥367650

 $@1900 \times 9 / 12 \times 18 = 25650$

@1900 \times 18 \times 10=342000

- (4) 消火栓と消火栓標識の距離「概ね5m以内」に違反している標識柱7本の 即時撤去を請求します。 (詳細、添付書類による。)
- 2 地方自治法第242条第1項の規定により、添付、書類を添え、必要な措置を請求します。 』

第2 監査の実施

1 請求の受理

本件請求は、地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め受理することとした。

2 請求人の陳述

法第242条第6項の規定により、平成23年10月28日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人からは請求書記載事項の補足として以下の内容の陳述があった。

- ・ 枚方市村野南町にある府営住宅の敷地内における消火栓標識柱に対し、公有財産使用許可が行われているが、その許可内容に実態と異なる内容がある。
- ・ 本件の消火栓標識柱については、財団法人大阪府消防協会が申請人となって公有財産の使用許可申請をしているが、なぜこの申請人がこの場所の消火栓にこういう標識を立てるのかという意図がよくわからない。なぜ財団法人大阪府消防協会がそのような申請をするのか、また、なぜ行政がそれを許可するに至ったのか、まずここに問題があると思う。この申請をした財団法人大阪消防協会は、いわゆる書類のみの申請者であって、実質的な設置、その後の管理には携わっていないというのが実態であり、実務的なことについては、別の民間会社がやっている。こういう状態の中で許可に至っている。
- ・ この申請書そのものにも問題がある。消火栓標識柱の位置は、消火栓から概ね5m以内に設置するというのが一般的である。そもそもこの消火栓標識柱というのは、設置を義務付けられているものではなく、あれば便利という意図のもとに一般的に設置されている。各市において行政が消火栓を設置しており、その消火栓にこのような消火栓標識柱が設置されているが、90パーセントはこの標識柱のない消火栓である。標識柱の5m以内に設置されているのは数パーセントである。確かに、多くのところで目にするように長年設置されてきたが、その中身は今申し上げたとおり、ほぼ当初から今言ったような設置率である。また、その中の半分くらいが5m以内という設置の基準を満たしておらず、本件においても同様である。はなはだしいのは10mというものがある。
- ・ まず一つは、申請書にルールを守っていないものが含まれているのに、知事の許可が出されている。許可された24本の状態について実態調査をしたところ、6本がおかしい。府営住宅の敷地内に枚方市の市道があるが、その道路上に設置されているものがこの24本の中に含まれて申請され、許可されている。本来は、道路法に基づいて、道路占用許可を申請して設置されるものである。これがある意味ルール違反である。また、枚方市が公的な立場で設置している消火栓に係るものと、府が私的な住宅用として設置している消火栓に係るものが混在して申請され、一括許可されている。
- ・ また、その中の1本については、存在しない。申請書、許可書には24本が対象となっているが、 存在しないものが含まれている。
- ・ 消火栓標識柱の中には、消火栓から 10m離れているものもあるが、これは交野市のいわゆる公設 消火栓である。なぜ、この消火栓の位置を示すため、府営住宅の敷地を使って、標識柱を立てるの か。ルールからいえば 5 m以内に設置しなければいけないわけだから、当然交野市の行政区分内に 立てるべきであり、公道内に立てるべきであって、その判断は交野市に権限があると思う。府営住 宅の敷地を使って立てて、それもルール違反の 10mを超えている状態である。
- 本件は、金額の大きいものではないが、長年に渡って不当な行為が続き、公然と認められて、そ

れも公益性があるという理由で使用料の免除が行われている。法治国家であるからルールを守らなかったら罰則が科せられ、それ相応の処置を求められるものであり、見逃すことのできないことではないか。ということで、この使用料の減免を取り消して、即刻使用料を賦課処分し、適正な財源に収入としての処置をとっていただきたい。遡って10年分を請求するのは、この処置は住宅建設当初から、今回の公有財産使用許可云々の以前にすでに行われていたことである。本来はもっと多くの年数としたいが、時効的なことや府側の責任などを考えて、10年くらいが妥当ではないかなと思う。

・ 大阪消火栓標識株式会社が実態としての主役であるが、なぜか表向きの申請者は財団法人大阪府 消防協会であって、何かことがあると同社が対応をしている。このたびの一件については、私は、 財団法人大阪府消防協会が詫び状を出すべきだと思う。結局は管理をしない状況で、長年、この公 有財産が使われてきた。そして、詫び状をだし、また、不備な、虚偽の申請内容が出ている。

3 監査対象事項

大阪府知事が、財団法人大阪府消防協会に対して行った行政財産使用許可(平成23年3月14日付け大阪府指令住整第4203号)(以下「本件許可」という。)及び行政財産使用料免除決定(平成23年3月14日付け大阪府指令住整第4203号)(以下「本件免除決定」という。)は、違法・不当なものか。

4 監査対象部局

大阪府住宅まちづくり部

第3 監査対象部局の陳述

- 1 監査対象部局である大阪府住宅まちづくり部に対し、平成23年10月28日に陳述の聴取を行ったところ、以下の内容の陳述がなされた。
 - ・ 380 団地、約28万人の方が住む府営住宅の管理においては、その周辺地域の方々を含めて、安全で安心に生活をしていただく点を最も大切な点としているところである。とりわけ府営住宅において、ぼやを含めた火事事件というのは、月に一回は起こっている状況である。その中で、開発指導要綱に基づき、住民の安全を考えて、消火栓を府として設置する形になっている。
 - ・ そういう観点から、この消火栓が住民の方の安全・安心という観点から必要不可欠であるという のが当然のことであり、さらに、これは消防担当からの通知もあるが、一刻も早い消火活動という ことから考えると、消火栓の場所を示す標識柱は非常に公益性が高いものと考えており、その観点 から使用許可をしているし、その観点から使用料免除としているところである。
 - ・ 今回の措置請求については、一部を除いて、概ね適正な取扱いしているつもりである。一部とい

うのは、これは請求人の方からの指摘があり、ありがたいと考えているところであるが、市道上にある消火栓標識柱5本について、事実誤認をしており、本来枚方市が許可をすべきところ府が誤って許可をしている。これについては、許可権者である枚方市の道路担当課と円滑に引継ぎをできるように調整を進めていて、調整が整った段階で取り消しをしたいと考えている。公共性のある物件の許可が途切れることは適当ではないと考えており、来月中には手続をしたいと考えている。また、標識柱の不存在1本は事実である。

- ・ その他の消火栓標識柱については、請求人からも資料として提示されているが、昭和 45 年 8 月 19 日付け消防庁防災救急課長通知では「消防活動の円滑を確保するため、統一標識の設置を進めることが適当である」としている。消防行政に関することなので、我々の所管外であるが、標識柱の設置については、こういう観点から公益性があるものと認めており、使用許可は適当であると考える。
- ・ また、これらの消火栓標識柱に対して使用料を免除することについては、行政財産使用料条例第 6条の規定により、公益上の必要に基づき使用する場合の免除規定に該当し、適当であると考える。
- ・ なお、消火栓と消火栓標識柱の距離については、消防防災救急課長通知において、「原則として 消火栓等の直近(概ね5 m以内)に設置すること」とされているが、消火栓の設置位置、道路状況、 見えやすさ等の関係があり、設置上特に困難な条件にある場合については、概ね5 m以内に設置で きない場合もあるとされている。
- ・ 申請書に添付される図面であるが、使用許可を判断する上で、基本的に公益性があるかないかという点が中心になる。したがって、具体的な消火栓等と消火栓標識柱との距離について判断するというのではなく、基本的には公益性を発揮している消火栓標識がその効用を果たすためには、近郊に消火栓が存在するということが大きな判断基準となるため、そのことが概ね判断できる図面であれば対象物として許可している。また、確認という点では、管理について指定管理ということで委託をしており、その者が現地確認をしている。
- ・ 本件のような不備が生じたので、適正な使用許可を行うため、この原因を研究し、こういうこと が二度と起こらないようにしていきたい。また、図面上で明確に確認できるようにするためにはど ういう形がいいのか、効果的・効率的な部分も考慮して検討していきたい。
- 2 大阪府住宅まちづくり部の陳述に対して、請求人から以下の意見があった。
 - ・ 消火栓標識柱に、公益性や安心・安全を求められていて、それを確保するというのであれば、また、そういうことが前提だからこそ、もっと合理的な書類や手続の中身が伴うことが必要なのではないか。また、消火栓を配置するなど、安心・安全のためのいろいろなルールがある。もちろん、それぞれを所管するところは違うが、安全ということでもうちょっとご配慮願いたい。

第4 監査の結果及び判断

1 事実関係

(1) 大阪府知事は、財団法人大阪府消防協会に対し、本件許可を行っており、その内容は下記のとおりである。

ア 名 称 府営村野住宅

イ 所 在 地 枚方市村野南町

ウ 種 別 土地

工数量標柱24本

オ 使用部分 申請書添付図面のとおり

カ 許可期間 平成23年3月14日から平成27年3月31日まで

- (2) 上記行政財産使用許可に係る使用料については、平成23年2月25日付けで行政財産使用料免除申請書が提出されているところ、本件許可に係る物件は行政財産使用料条例(昭和39年大阪府条例第6号)第6条第4号及び大阪府公有財産規則(昭和43年大阪府規則第30号)第29条第1号に該当すると認め、本件免除決定を行っている。
- (3) 本件許可に係る物件は過去から設置されていたが、所管部局では設置された時期は把握していない。
- (4) 請求人は、本件許可に係る物件のうち、1本については現地に存在していないこと及び5本については枚方市が管理する枚方市道上に設置されているため、当該土地を使用する場合の許可については大阪府知事ではなく、道路管理者である枚方市長が行うべきものであることを主張しているところ、本件許可を行った所管部局もそれらの事実を認めている。

2 判断

請求人は、行政財産使用許可の対象となっている消火栓標識柱のうち、7本について、消火栓と消火栓標識柱の距離が、「消防水利の標識について」(昭和45年8月19日付け消防防第442号消防庁防災救急課長)において掲出の方法とされている「原則として消火栓等の直近(概ね5m以内)に設置すること」に違反しており、また、行政財産使用許可申請書の添付書類に標識柱の設置位置を正確に示す書面がないため、消火栓と消火栓標識柱との距離が判断されていないこと、1本について、実際には設置されていないこと、5本について、設置されている場所は、枚方市が管理する枚方市道の道路区域内であり大阪府知事には許可権限がないことから、本件許可は違法・不当なものであると主張し、本件許可及び本件免除決定の取消を求めている。

(1) 本件許可について

消火栓標識柱は設置が義務づけられているものではなく、また、前記消防庁防災救急課長通知

によれば、「標識柱は消火栓等の直近(概ね5m以内)に設置することとする」旨規定されているが、「道路状況等設置上特に困難な条件にある場合のほか」との例外規定があり、概ね5m以内に該当しないからといって直ちに違法となるものではないので、本件請求に係る使用許可について、「概ね5m以内」との要件に該当しない標識柱の位置につきなされたことをもって直ちに違法又は不当なものであるとは認められない。しかしながら、本件許可に係る行政財産使用許可申請書では、その使用部分を示すための位置図を添付しているところ、消火栓標識柱の大まかな位置が示されているだけで、消火栓標識柱の設置位置が正確に示されておらず、使用部分の位置関係を確認するためには不十分である。また、この位置図には、現地に存在しない消火栓標識柱や枚方市道上に設置された消火栓標識柱を含んだものであり、現地の正確な使用状況を把握できないものとなっている。 したがって使用許可の対象の特定が不十分であり、適切な事務手続によって行政財産使用許可が行われたものとは言い難い。

(2) 本件免除決定について

現地に存在しない消火栓標識柱1本及び枚方市道上に設置された消火栓標識柱5本については、本件許可手続が適当でないため、本件許可に基づく本件免除決定も同様であると認められる。

その他の消火栓標識柱については、消防庁通知にあるとおり「消防活動の円滑を確保するため」に設置されるものであり、公益性が否定されるものではないと判断されるところであるが、行政財産使用料の免除決定を行うに際しては、適切な許可手続を行った上で、行政財産使用料条例、大阪府公有財産規則及び「使用料及び貸付料の減免について(通知)」(平成 18 年2月24日付け管財第2118号総務部長通知。以下「総務部長通知」という。)に基づき、行政財産使用許可の対象となる物件が使用料の減額又は免除の要件に該当するのかを適切に判断する必要がある。

住宅まちづくり部は、本件免除決定に当たり、消火栓標識柱が総務部長通知に定める「2 府の事務事業の遂行に必要不可欠な場合」のうち「(4) 府の施設のための引込電柱、電話柱、上下水道管、ガス管その他これらに類するもの」に該当するものと判断しているところであるが、本件許可申請の添付図面では消火栓標識柱の位置や消火栓との位置関係も不明であり、また、請求人の主張によれば、枚方市や交野市が設置した消火栓に対する消火栓標識柱も含まれていると認められることから、改めて使用料免除の可否について精査する必要があると思われる。

第5 勧告

以上に述べた理由により、本件住民監査請求における請求人の主張には一部理由があるものと認め、 法第242条第4項の規定に基づき、大阪府知事に対し、下記の措置を講じることを勧告する。 本件許可及び本件免除決定のうち、消火栓標識柱が存在しないもの1件及び枚方市道上に消火栓標識柱があるもの5件について、使用許可決定及び使用料免除決定を取り消した上、許可権者である枚方市の道路担当課に引き継ぐなど必要な措置を講じること。

残りの消火栓標識柱については、それらの正確な位置や対応する消火栓の位置関係がわかる図面を 徴取するなど行政財産使用許可申請における添付書類の不備を改めること。

また、これらの措置の結果を踏まえて、使用料の免除の可否についても検証されたい。

措置についての期限は、平成24年1月16日とする。

上記の勧告に係る事項については、法第242条第9項の規定により、期限までに講じた措置の内容を監査委員に報告されたい。

第6 意見

監査の結果は以上のとおりであるが、次のとおり意見を付す。

・ 本件については、消火栓標識柱が設置されたまま、行政財産使用許可を受けない状態で相当期間 放置されてきたものと推測されるところである。行政財産である府営住宅は、常に良好な状態で管 理すべきところ、本件のような事案が存在することは遺憾であり、今後府営住宅の適切な財産管理 に努められたい。